

各位

全5ページ
登録速報(2022-046)
2021年12月22日
クミアイ化学工業株式会社
企画普及部普及課

登録速報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。

適用拡大登録年月日：2021年12月22日

記

1 農薬の登録番号及び名称

登録番号	第19185号
名称	クミアイコテツフロアブル

2 変更の内容

農薬登録申請書第7項に以下の内容を追加及び変更し、変更後のとおりとする。

- (1) 作物名「ぶどう」に適用病害虫名「ハマキムシ類」を追加する。
- (2) 作物名「いちじく」に適用病害虫名「ショウジヨウバエ類」を追加する。
- (3) 作物名「小粒核果類(すももを除く)」を「小粒核果類」に変更し、適用病害虫名「イガ類」を追加する。
- (4) 作物名「すもも」を削除する。
- (5) 作物名「かんしょ」に適用病害虫名「シイマイヨウ」を追加する。
- (6) 作物名「しょうが」に使用方法「無人航空機による散布」を追加する。
- (7) 作物名「とうもろこし」及び「ヤングコーン」に適用病害虫名「ツジクサヨウ」を追加する。
- (8) 作物名「なばな」を「なばな類」に変更する。
- (9) 作物名「非結球あぶらな科葉菜類(こまつな、ひろしまな、チンゲンサイ、さんとうさいを除く)」を「非結球あぶらな科葉菜類(こまつな、チンゲンサイ、なばな類、非結球はくさい、非結球メキャベツを除く)」に変更する。
- (10) 作物名「さんとうさい」及び「ひろしまな」を「非結球はくさい」に変更する。

(変更後) (変更する作物のみ抜粋)

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ケルフェピルを含む農薬の総使用回数
<u>ぶどう</u>	チャノキアザミウマ フタテンヒメコバエ ミカンキアザミウマ ブドウサビダニ <u>ハマキムシ類</u>	2000～ 4000 倍	200～700 L/10a	収穫 60 日前 まで		散布	
	ナミハダニ カンザワハダニ ハスモンヨトウ トビイロトラガ モンキクロノメイガ ミノガ類 コガネムシ類 ブドウハモクリダニ	2000 倍					
<u>いちじく</u>	ヒラスハナアザミウマ カンザワハダニ <u>シヨウジヨウハエ類</u>	2000 倍			2 回 以内		2 回以内
<u>小粒核果類</u>	オウトウハダニ ウメシロカイガラムシ <u>イラガ類</u>						
<u>かんしょ</u>	ハスモンヨトウ ハダニ類	2000 倍	100～300 L/10a	収穫前日 まで			
	ヨツモンカメノコハムシ <u>シロイチモジヨトウ</u>	2000～ 4000 倍					
<u>しょうが</u>	ハスモンヨトウ	2000 倍	3. 2L/10a			<u>無人航空機による 散布</u>	
<u>とうもろこし ヤングコーン</u>	ハダニ類 オオタバコガ <u>ツマジロウサヨトウ</u>	32 倍					
<u>なばな類</u>	ハスモンヨトウ	2000 倍	100～300 L/10a	収穫 3 日前 まで	2 回 以内	散布	2 回以内
<u>非結球あぶら な科葉菜類 (こまつな、 チンゲンサイ、なばな 類、非結球は くさい、 非結球メキ ヤベツを除 く)</u>	コガ			収穫 14 日前 まで	1 回		1 回
<u>非結球はく さい</u>	アオムシ、コガ			収穫 3 日前 まで	2 回 以内		2 回以内

3 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容

- 1) 農薬登録申請書第 8 項「使用上の注意事項」のうち、(19)の①を以下のとおり変更、及び(21)を以下のとおり追加し、以降の項目を繰り下げ、別紙(変更後)のとおりとする。

(19) ミツバチに対して影響があるので、以下のことに注意すること。

① ミツバチの巣箱及びその周辺にかからないようにすること。無人航空機による散布でそれらに飛散するおそれがある場合には使用しないこと。

(21) 本剤を無人航空機で散布する場合は、次の事項に注意すること。

- ① 散布機種 of 散布基準に従って実施すること。
- ② 散布機種に適合した散布装置を使用すること。
- ③ 散布中、薬液が漏れないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
- ④ 散布薬液の飛散による他の分野への影響に注意して、散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
- ⑤ 散布終了後は以下の注意事項を守ること。
 - ・ 使用後の空容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
 - ・ 使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使いきること。
 - ・ 散布終了後、機体の装置は十分洗浄すること。また、薬液タンクの洗浄廃液は河川等に流さないこと。

2) 農薬登録申請書第 10 項「水産動植物に有毒な農薬については、その旨」に(2)として以下を追加し、別紙(変更後)のとおりとする。

(2) 無人航空機による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。

別紙（変更後）

8. 使用上の注意事項

- (1) 使用の際は容器をよく振って均一な状態にしてから所定量を取り出すこと。
- (2) ハウス等の常温煙霧に使用する場合は、次のことに注意すること。
 - ① 専用の常温煙霧機により所定の方法で煙霧すること。特に常温煙霧装置の選定及び使用に当っては病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
 - ② できるだけ日中の煙霧はさけ、夕刻から煙霧し、6時間以上密閉状態とすること。
- (3) ボルドー液と混用する場合は凝集することがあるので、本剤を調製した後にボルドー液と混合すること。
- (4) ハダニ類は繁殖が早く、密度が高くなると防除が困難になるので、発生初期に散布むらのないようにていねいに散布すること。
- (5) 散布量は対象作物の生育段階、栽培形態及び散布方法に合わせ調節すること。
- (6) 本剤は植物体への浸透移行性がないので、かけ残しのないように葉の表裏に十分に散布すること。
- (7) きゅうり、なす、はくさい、だいこん、非結球あぶらな科葉菜類、なばなおよびセルリーの幼苗期に使用すると薬害を生じることがあるので注意すること。
- (8) ピーマン、とうがらし類に使用する場合、品種により葉に褐点などの薬害を生じることがあるので予備散布により薬害のでないことを確認してから散布すること。
- (9) かき（刀根早生など）の着色期の散布は薬害を生じるおそれがあるのでさけること。
- (10) すいかに使用する場合、葉に薬害を生じることがあるが、その後の生育に対する影響は認められていない。
- (11) にがうりの幼苗期には薬害を生じるので、定植前には使用しないこと。
定植後のにがうりに使用する場合、葉に灰褐色などの斑点の薬害を生じることがあるので予備散布により薬害のでないことを確認してから散布すること。
- (12) 西洋かぼちゃ（黒皮栗、青皮栗、えびす、雪化粧、みやこ、黒皮甘栗、栗味、栗マロン、芳香等）には薬害を生じるおそれがあるので使用しないこと。
- (13) ほうれんそうに使用する場合、葉に白化などの薬害を生じるおそれがあるので、必ず使用時期を守って使用すること。
- (14) ばら、食用ミニバラに本剤を初めて使用する場合は、事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。
- (15) カーネーションへの散布は薬害を生じるおそれがあるのでさけること。
- (16) シクラメンに使用する場合、新葉に薬害を生じる場合があるので、薬害の出ないことを事前確認してから散布すること。
- (17) 周辺の作物にかかると薬害を生じる場合があるので、かからないよう十分注意して散布すること。
- (18) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- (19) ミツバチに対して影響があるので、以下のことに注意すること。
 - ① ミツバチの巣箱及びその周辺にかからないようにすること。無人航空機による散布でそれらに飛散するおそれがある場合には使用しないこと。
 - ② 受粉促進を目的としてミツバチ等を放飼中の施設や果樹園等では使用をさけること。
 - ③ 関係機関（都道府県の農業指導部局や地域の農業団体等）に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農業使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。
- (20) マルハナバチに対して影響があるので注意すること。
- (21) 本剤を無人航空機で散布する場合は、次の事項に注意すること。
 - ① 散布機種の散布基準に従って実施すること。
 - ② 散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - ③ 散布中、薬液が漏れないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - ④ 散布薬液の飛散による他の分野への影響に注意して、散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
 - ⑤ 散布終了後は以下の注意事項を守ること。
 - ・ 使用後の空容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
 - ・ 使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使いきること。
 - ・ 散布終了後、機体の装置は十分洗浄すること。また、薬液タンクの洗浄廃液は河川等に流さないこと。

- (22) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合は、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (23) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

10. 水産動植物に有毒な農薬については、その旨

- (1) 水産動植物（魚類、甲殻類）に影響を及ぼすおそれがあるので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
- (2) 無人航空機による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。
- (3) 使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使いきること。散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

以上